

# 道路事業者からのお願い

## 【もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意】

**ETCレーンでは、絶対に車をバックさせないで!!**

ETCレーンで、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、危険ですので絶対に車をバックさせないでください。料金所での案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。

※バックすると後続車に追突される危険がありますし、バックして他のレーンに入りなおすことは、エラー発生の原因となります。

**ETCカードを挿入せずに(または通信できなかった状態で)ETCレーンを通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!**

うっかりETCカードを車載器に挿し忘れてETCレーンを通過された場合などは速やかに、当該道路を管理する道路事業者(高速道路会社など)にご通行の状況を連絡してください。

## 【車載器の再セットアップ】

**車両ナンバー変更時(車載器付きの中古車購入等)、車載器の移し替え時は再セットアップを!!**

車載器付きの中古車を購入又は譲渡を受ける場合および住所変更等により車両のナンバープレートが変更になる場合や車載器を他の車両に移す場合、けん引ができる構造に変更する場合などは、再度のセットアップ(車載器への車両情報の登録)が必要となります。再度のセットアップは、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。

※「普通車→普通車」、「軽自動車→軽自動車」等の同じ料金設定車種の車両に移す場合においても再セットアップが必要です。

正しくセットアップおよび再セットアップを行っていない場合

- 正しいETCのご利用とならず、開閉バーが開かない可能性があります。
- 正しい通行料金が請求されない場合があります。
- ETCの利用照会サービスなど、一部のETCサービスがご利用いただけません。
- 各種ETC割引が適用されない場合があります。(時間帯割引等)

## 【車載器管理番号に関するお願い】

**車載器管理番号は、ETCの各種割引サービスのための必要な番号です。**

車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

## 【障害者割引制度におけるETC利用について】

ETC無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC無線走行での障害者割引適用がされません。

事前に登録されたETCカードを、登録された車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行した場合のみ割引が適用されます。

- ※既にETC無線走行以外の支払いでの障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。
- ※通行料金の請求を受ける料金所でETCレーンが閉鎖されている場合は、係員のいるレーン(一般レーン又は混在レーン)で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。
- ※料金精算機のあるレーンでは、「障がい者用呼出レバー」を下げた係員を呼び出してください。
- ※ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。
- ※障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。